

平成27年7月17日（金）

草津市景観審議会

資料5

草津市景観条例および施行規則の一部改正 概要

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為について、景観行政団体による規制を行うため、景観法第16条では、景観計画区域（当市においては市全域）内における行為に対する届出・勧告について規定している。

同時に、同条第7項において、軽易な行為や緊急時の行為等、**届出を要しない行為**について規定しており、7項第11号で景観行政団体の条例で定める行為として条例委任されている。

草津市景観条例においては、大規模建築物等として第2条4号で要件を定義のうえ、第20条第6号で重点地区以外の景観形成区域における「届出を要しない範囲」を規定しており、重点地区内での届け出を要しない範囲については、草津市景観条例施行規則においてその物件および範囲を規定している。

今回、太陽光発電設備等（集熱利用を含む）の設置にあたり、届出の基準および景観形成基準を策定することについて、従来までの条例及び規則では想定していなかった物件であるため、現状では届出対象行為として対応できないことから、草津市景観条例および草津市景観条例施行規則を改正し、届出を要する行為として追加することと、届出を要しない軽微な行為としての範囲を規定するものです。

景観法 第16条第7項

・・・届出等を要しない行為について規定。うち第11号で各景観行政団体の条例で定めると規定。⇒ 原則「届出を要しない行為」としたものの以外はすべて届け出が必要。

(11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

○重点地区以外の区域における届出対象要件の改正について

草津市景観条例 第20条第6号

・・・景観法第16条第7項第11号に規定する、届出を要しない行為について、条例第20条第6号において重点地区以外の景観形成区域（以下一般区域）における「届出を要しない範囲」を規定している。

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(6) 重点地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更以外の行為

⇒「大規模建築物等」に該当する物件のみ、届出が必要となる。

草津市景観条例 第2条第4号

・・・「大規模建築物等」について内容を定義。

(4)大規模建築物等 建築物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくは4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上のもの、工作物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）のもののうち、規則で定めるものをいう。

⇒上記「工作物で（中略）規則で定めるもの」は、施行規則第3条の各号となるが、地上に設置する太陽光発電設備等は、施行規則第3条の各号のどれにも当てはまらず、現行の「大規模建築物等」の枠外となり、届出のいらぬ物件となっている。

一般区域における地上に設置する太陽光発電設備等を高さおよびモジュールの面積により届出の対象に含めるためには、条例の「大規模建築物」の定義の中に、モジュールの面積などを新たに加える改正が必要となる。

改正案

草津市景観条例 第2条第4号

(4)大規模建築物等 建築物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくは4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上のもの、工作物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）のもののうち、規則で定めるものまたは地上に設置する太陽光発電設備等（集熱利用のものを含む）の工作物で、高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくはモジュールの面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいう。

○重点地区内の届出対象要件の改正について

草津市景観条例 第20条 届出等を要しない行為

・・・景観法第16条第7項第11号に規定する、届出を要しない行為のうち、重点地区以外の一般区域内は本条の第6号で規定しているため、必然的に残りの地区＝重点地区となる。重点区域内での工作物の届出について、届出を要しない範囲として、軽微なものを本条第1号で、工作物の要件を本条第2号で規定している。

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 通常の管理行為、軽微な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。

(以下省略)

⇒上記「規則で定める工作物」の対象は、それぞれ施行規則第21条および施行規則第22条の各号で定めているが、地上に設置する太陽光発電設備等は、どの項目にも当てはまらず、現行の「規則で定める工作物以外の工作物」となり、届出のいらぬ物件となっている。

重点地区において、地上に設置する太陽光発電設備で高さおよびモジュールの面積により届出の対象に含めるためには、届出が必要となる工作物の定義と届け出が不要な範囲について、項目を新たに加える改正が必要となる。

改正案

草津市景観条例施行規則 第21条 (2号エを追加および2号と4号を改正)

・・・条例第20号第号の規則で定める工作物のうち、軽微なものとして届け出が不要となる範囲を追加

第21条 条例第20条第1号の規則で定める行為は、通常の管理行為、軽易な行為および次に掲げる行為とする。

(2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転（増築または改築後のアからエまでに掲げる工作物の高さまたは長さが、それぞれアからエまでに規定する高さまたは長さを超えることとなるものを除く。）

エ 次条第6号に定める工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転で、その新設、増築、改築または移転にかかるモジュールの面積の合計が100平方メートル以下であるもの

(4) 第2号アからエまでに規定する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

草津市景観条例施行規則 第22条 (6号を追加)

・・・条例第20号第2号の規則で定める工作物として追加

(6) 地上に設置する太陽光発電設備等（集熱利用するものを含む。）

草津市景観条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>草津市景観条例</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 景観づくり 草津市の自然、歴史、文化等に培われた良好な景観を守り育てるとともに、良好な景観に修復することまたは新しい魅力ある景観を創造することをいう。</p> <p>(2) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、または通学する者および市内の土地、建物等を所有し、占有し、または管理する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 大規模建築物等 建築物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくは4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上のもの、工作物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）のもののうち、規則で定めるもの <u>または地上に設置する太陽光発電設備等（集熱利用のものを含む）の工作物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくはモジュールの面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいう。</u></p>	<p>草津市景観条例</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 景観づくり 草津市の自然、歴史、文化等に培われた良好な景観を守り育てるとともに、良好な景観に修復することまたは新しい魅力ある景観を創造することをいう。</p> <p>(2) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、または通学する者および市内の土地、建物等を所有し、占有し、または管理する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 大規模建築物等 建築物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくは4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上のもの <u>または</u> 工作物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）のもののうち規則で定めるものをいう。</p>

草津市景観条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
30条～43条(略)	30条～43条(略)

草津市景観条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">草津市景観条例施行規則</p> <p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(条例第20条第1号の規則で定める行為)</p> <p>第21条 条例第20条第1号の規則で定める行為は、通常管理行為、軽易な行為および次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築または移転</p> <p>ア 建築物(塀を除く。)の新築、増築、改築または移転で、その新築、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、増築または改築後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。)</p> <p>イ 高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀の新築、増築、改築または移転(増築または改築後の塀の高さが1.5メートルまたは長さが10メートルを超えることとなるものを除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転(増築または改築後のアから<u>エ</u>までに掲げる工作物の高さまたは長さが、それぞれアから<u>エ</u>までに規定する高さまたは長さを超えることとなるものを除く。)</p> <p>ア 次条第3号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のものの新設、増築、改築または移転</p>	<p style="text-align: center;">草津市景観条例施行規則</p> <p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(条例第20条第1号の規則で定める行為)</p> <p>第21条 条例第20条第1号の規則で定める行為は、通常管理行為、軽易な行為および次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築または移転</p> <p>ア 建築物(塀を除く。)の新築、増築、改築または移転で、その新築、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、増築または改築後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。)</p> <p>イ 高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀の新築、増築、改築または移転(増築または改築後の塀の高さが1.5メートルまたは長さが10メートルを超えることとなるものを除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転(増築または改築後のアからウまでに掲げる工作物の高さまたは長さが、それぞれアからウまでに規定する高さまたは長さを超えることとなるものを除く。)</p> <p>ア 次条第3号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のものの新設、増築、改築または移転</p>

草津市景観条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>イ 第3条第1号から第8号に掲げる工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転</p> <p>ウ 次条第4号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転で、その新設、増築、改築または移転に係る部分の築造面積の合計が100平方メートル以下であるもの</p> <p><u>エ 次条第6号に定める工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転で、その新設、増築、改築または移転にかかるモジュールの面積の合計が100平方メートル以下であるもの</u></p> <p>(3) 次に掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>ア 建築物（塀を除く。）の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更で、その外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの</p> <p>イ 第1号イに規定する塀の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(4) 第2号アから<u>エ</u>までに規定する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(5) 次に掲げる木竹の伐採</p>	<p>イ 第3条第1号から第8号に掲げる工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転</p> <p>ウ 次条第4号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転で、その新設、増築、改築または移転に係る部分の築造面積の合計が100平方メートル以下であるもの</p> <p>(3) 次に掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>ア 建築物（塀を除く。）の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更で、その外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの</p> <p>イ 第1号イに規定する塀の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(4) 第2号アからウまでに規定する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(5) 次に掲げる木竹の伐採</p>

草津市景観条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>ア 高さが5メートル以下の木竹の伐採</p> <p>イ 林業を営むために行う木竹の伐採</p> <p>(6) 次に掲げる屋外における物件の堆積</p> <p>ア 高さが1.5メートル以下の屋外における物件の堆積で、その物件の堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での屋外における物件の堆積</p> <p>ウ 物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</p> <p>(7) 切土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、その開墾、採取、掘採その他土地の形質の変更に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>(8) 盛土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の水面の埋立てまたは干拓で、その埋立てまたは干拓に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>(9) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）に規定する滋賀県指定有形文化財または滋賀県指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観</p>	<p>ア 高さが5メートル以下の木竹の伐採</p> <p>イ 林業を営むために行う木竹の伐採</p> <p>(6) 次に掲げる屋外における物件の堆積</p> <p>ア 高さが1.5メートル以下の屋外における物件の堆積で、その物件の堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での屋外における物件の堆積</p> <p>ウ 物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの</p> <p>(7) 切土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、その開墾、採取、掘採その他土地の形質の変更に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>(8) 盛土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の水面の埋立てまたは干拓で、その埋立てまたは干拓に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの</p> <p>(9) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）に規定する滋賀県指定有形文化財または滋賀県指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観</p>

草津市景観条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(10) 草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）に規定する草津市指定有形文化財または草津市指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(11) その他市長が景観形成上支障のないものとして特に認める行為</p> <p>（条例第20条第2号の規則で定める工作物）</p> <p>第22条 条例第20条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号および同条第3号から第9号までに掲げる工作物</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる工作物（第5号に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(4) 汚水または廃水処理する施設</p> <p>(5) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路またはこれらの支持物（第3条第9号に該当するものを除く。）</p> <p>(6) 地上に設置する太陽光発電設備等（集熱利用するものを含む）</p>	<p>変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(10) 草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）に規定する草津市指定有形文化財または草津市指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p> <p>(11) その他市長が景観形成上支障のないものとして特に認める行為</p> <p>（条例第20条第2号の規則で定める工作物）</p> <p>第22条 条例第20条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号および同条第3号から第9号までに掲げる工作物</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる工作物（第5号に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(4) 汚水または廃水処理する施設</p> <p>(5) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路またはこれらの支持物（第3条第9号に該当するものを除く。）</p>